

いすみ市カーボン・マネジメント強化設備更新工事等業務仕様書

1. 事業の名称及び場所

(1) 事業の名称

いすみ市カーボン・マネジメント強化設備更新工事等業務

(2) 事業の場所

いすみ市役所大原庁舎、大原保健センター

2. 事業の目的

いすみ市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、2017年度に「いすみ市地球温暖化実施計画（事務事業編）」（以下「事務事業編」という。）を改定し、新たな目標として、市の事務・事業による温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度までに40%以上削減する目標を掲げ、より一層低炭素化社会にむけての取組みを推進するため、カーボン・マネジメントを行う体制を整え、温室効果ガス排出抑制に努めていくところである。

本業務は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の実施事業である第2号事業を活用し、いすみ市カーボン・マネジメント強化事業調査業務（第1号事業）で得られた調査データを基に、対象となる施設におけるCO₂削減効果の高い省エネ機器への更新を行うと伴に、併せて設備更新による効果の検証、調査・分析を行うものである。

なお、導入する省エネシステムにおける設備等の更新のモデルケースを構築するため、限られた予算内で最大限のCO₂排出抑制効果と、削減効果を継続的に発揮させていくための取り組みのノウハウを確立し、本市及び周辺に所在する他自治体・団体への展開手法についても検討を行うものである。

3. 基本事項

本事業は、次の基本事項を満たすように実施する。

- (1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、契約に係る規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。
- (2) 導入設備の性能や設備容量等の検討にあたっては、施設利用者や職員の快適性を過度に損なわないよう留意すること。
- (3) L2-Tech 認証製品または L2-Tech 認証製品と同等以上の性能を持つ製品を選定すること。

4. 業務内容

(1) 省エネシステム導入に係る実施設計書の作成

提案内容を基本とした実施設計書を施設ごとに作成すること。

(2) 対象施設への省エネシステムの導入

省エネシステムの導入対象となる施設へ、エネルギー起源 CO2 排出量の削減効果が高く、モデル性・先導性を兼ね備えた省エネシステムの導入工事を行う。

(3) 設備更新後の運用改善に向けた取り組みの提案

運用改善の手法及び設備導入について、具体的な手法及び考え方について提案を行う。施設ごとの設備更新及び運用改善等の概要とそれにともない想定されるエネルギー起源 CO2 削減量及びランニングコスト等を記すこと。

(4) 設備更新による効果の検証・調査・分析

環境省の地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業の補助を受けて実施するため、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業の要領、交付規程に沿って必要となる書類等を確実に整備すること。

※設備更新による省エネルギー検証について、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業の趣旨を踏まえ、環境省に報告できるよう、協定期間中支援を行うものとする。

※エネルギー起源 CO2 の算定については、CO2 排出係数を電気以外は環境省作成「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック〈補助事業申請者用〉(G.省エネ設備用)」に基づき算定し、電気については「電力事業者別排出係数(特定排出者の温室ガス排出量算定用)平成28年12月27日公表」に基づき算定すること。

※導入した省エネシステムを広く周知し水平展開を図るため、当市と協働して他の自治体や民間企業へのアプローチを行うこと。

5. 対象施設・設備の種類

(1) 本事業対象施設対象施設は、以下に示す施設を対象とする。

※年間電気使用量は平成30年度実績数値である。

施設名称	所在地	延床面積 (m ²)	年間電気使用量 (kwh)
いすみ市役所大原庁舎	千葉県いすみ市大原 7400 番地 1	4,979	380,850
大原保健センター	同上	577	

(2) 対象設備および種類

施設名 : 区分表からの記号

いすみ市役所大原庁舎・大原保健センター : さ、し、す

「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)の公募申請にあたり、公募申請書類に記載した内容は次のようになっている。

- ①照明の更新
- ②空調の効率化
- ③変圧器の更新
- ④エネルギー管理システムの導入

導入する設備の種類は、以下の区分を基本とする。

記号	区分
あ	空調機 (ヒートポンプ・個別方式)
い	熱源・空調機 (ヒートポンプ・中央方式)
う	熱源・空調機 (気化式・中央方式)
え	熱源・空調機 (吸収式・中央方式)
お	熱源・空調機 (吸着式・中央方式)
か	熱源 (ヒートポンプ)
き	給湯器 (ヒートポンプ)
く	給湯器 (ガス式)
け	ボイラ
こ	コージェネレーション
さ	照明器具
し	変圧器
す	エネルギーマネジメントシステム

※この他、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業の採択要件を満たす場合は、予算上限額の範囲内において必要に応じて設備の一部改修も可とする。

また、大原庁舎の1階部分は他の階とでは、夏は暑く、冬は寒い状況がある。この状況の改善に有効でCO2削減量の削減効果の高い提案を求める。

6. 配置従事者

本事業は環境省の地方公共団体カーボン・マネジメント強化学業の補助対象事業であることから、本補助事業に精通したものを業務統括責任者として配置することとする。

受注者は、本事業の円滑な推進を図るため、配置従事者として、必要な経験能力を有する十分な数の技術者を配置するとともに、高度な技術及び知識を有する事象に対応するため、設計・施工に当たっては、建設業法、建築士法等の関係法規を遵守し技術者の配置を行うものとする。

7. 打合せ協議

事業の円滑な進行を図るため、常時、本市担当職員と緊密な連絡関係を構築し、担当職員が求める場合には打合せを行い、誠意を持って業務を遂行すること。なお、打合せ後に記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

8. 提出図書

次のものを提出すること。その他、本市が指定する媒体により電子データで提出すること。データ形式についても、本市が指定する形式にすること。

なお、成果品は、発注者に帰属するものとし、発注者が管理するものとする。

また、受注者は、発注者の許可なく成果品の公表、貸与又は譲渡をしてはならない。

(1) 設計図書

- ・設計説明書、特記仕様書、機器表、配置図、電灯設備図、撤去図、補助金申請支援図書

(2) 工事図書

- ・施工計画書、完成図書、補助金申請支援図書、省エネ検証データ、工事写真

9. 履行期間

- ・令和元年度契約締結日～令和2年2月10日（月）
- ・令和2年度契約締結日（交付決定通知受領後）～令和3年2月10日（水）

10. 資料の貸与

本事業の実施に必要な発注者が所有する資料等については、発注者が受注者に貸与するものとし、受注者は、本事業の目的以外に該当資料等を利用してはならない。

なお、受注者は、事業完了後は、速やかに貸与を受けた資料等を発注者に返還するものとする。

1 1. 必要事項の補充

本事業を実施するに当たり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上、当然と認められる事項については、受注者の責任と負担において補充するものとする。

1 2. 秘密の厳守

受注者は、本事業の履行中に知り得た秘密情報（発注者が秘密と指定して開示される全ての情報）に関し、次の事項を遵守適正に取り扱わなくてはならない。

(1) 目的外利用及び外部提供の禁止

受注者は、秘密情報を自社内限りで、本事業の実行においてのみ使用できるものとする。秘密情報を厳重に管理し、発注者における事前の書面による承諾なしには、これらの秘密情報の全部又は一部を第三者に開示できない。ただし、本事業に直接関係し、その知識が各工程に必要と考えられる場合の、受注者の管理者、その他責任のある社員に対してこれらの秘密情報を公開するに当たっては、この限りでない。この場合には、秘密情報の保持、利用に関して受注者が全ての責任を負うものとする。

(2) 複写及び複製の禁止

受注者は、秘密資料を発注者の書面による承諾なしに複写及び複製してはならない。

(3) 秘密情報の保持

受注者は、秘密情報を厳重に保持するために、また、万一の災害を想定して必要な予防措置を自ら講ずるものとする。

(4) 資料の返却

受注者は、返却期日までに発注者の秘密資料を全て返却しなければならない。また、発注者による書面での要求があった場合、受注者は、遅滞なくこれらの入手した秘密情報を返却し、この秘密情報を基に作成された全ての秘密資料を発注者に引き渡すか、廃棄又は消去することとする。廃棄又は消去する場合には、その事実を証明する書面を発注者に提出することとする。

(5) 運搬責任

本事業に必要な秘密資料の運搬は、発注者の指定した方法により受注者の責任で行うものとする。また、受注者は、運搬中における秘密情報の紛失事故等がないよう必要な対策を自ら講ずるものとする。

(6) 事故報告義務等

受注者は、本事業の履行において取り扱う秘密情報に関し、漏洩、紛失、改ざん等の事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、その状況を発注者に報告し、その指示に従うものとする。

13. セキュリティ

受注者は、本事業で取り扱う情報に対するセキュリティ管理を徹底しなければならない。

14. その他

本仕様書に定めた事項は、本事業を進める上で必要に応じて随時変更する可能性がある。その際は、発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。